

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 示 保険医療機関等の指定

保険医等の登録

保安林の指定の解除

告 示

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬師寺整形外科 医院	米子市東福原五七五	昭和六十一年七月一日
国立米子病院	米子市車尾二二九三一	"
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇一	"
野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	"
石田産婦人科医 院	境港市元町六九	"
森 下 医 院	八頭郡河原町大字河原一九七 一三	"
井上医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二 一五	"
岡 田 医 院	東伯郡東伯町大字丸尾字上ノ 垣八一	昭和六十一年七月十四日
松 田 医 院	日野郡日野町根雨二二九	昭和六十一年七月一日
田中齒科医院	鳥取市吉方温泉町二丁目六四 一	"
清水齒科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	昭和六十一年七月七日
社団法人鳥取県中 部齒科医師会口腔 衛生センター	倉吉市東巖城町六八	昭和六十一年七月一日
豊増齒科医院	岩美郡福部村大字細川六六六 一	"
野 坂 医 院	米子市上新印二五六一六	"
高 見 医 院	東伯郡北条町大字国坂字河原 田七二〇	昭和六十一年七月十四日

薬局 桔梗堂

米子市東倉吉町七九

昭和六十一年六月二十四日

鳥取県告示第六百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
漆原 徹 到	鳥薬第六〇七号	昭和六十一年七月二日
佐藤 徹	鳥医第三、四三八号	昭和六十一年七月三日
中村 一 彦	鳥医第三、四三九号	〃
山本 哲 章	鳥医第三、四四〇号	〃
那須 博 司	鳥医第三、四四一号	〃
奥田 浩	鳥医第三、四四二号	〃

鳥取県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
米子市夜見町字砂濱五 三一〇四の一二から一四まで、富益町字新開 巷 一の二二

- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】